

保育所における直接契約・直接補助方式の導入等について

○直接契約・直接補助等の問題については、本年6月に「規制改革推進のための3か年計画」(※)を閣議決定したばかりであり、以来、特段の状況の変化はない。

(※)認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について長期的に検討

○保育については、サービスを選択する主体(保護者)と利用者(子ども)が異なることから、自ら施設・設備や処遇の善し悪しを判断できず、意志を伝えられない子どものためには、すべて市場原理に任せるのではなく、一定の自治体の関与が必要。このため、一定の水準を満たした施設について、公費を投入して子どもの健全な育成を保障している。

○保育をめぐる問題の解決には、財源確保により、質の確保されたサービスの供給量を拡大することが先決であり、本年2月から、政府全体で、そのための議論を行ってきた。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議

国民の希望する就労と子育ての両立を実現するための〔保育サービスに係る数値目標の設定〕や、それに伴う〔社会的コストの推計〕を行うなど、包括的な次世代育成支援の枠組みの構築に向けての議論を開始

○財源確保の見通しが無い中で、直接契約・直接補助方式を導入すれば、次のような問題が生じ、現内閣が目指す「安心して質の高い暮らし」の実現に逆行する。

①財源が薄まきになる(子ども1人当たりのコスト削減)ため、子どもの処遇に必要な保育士の確保が困難になり、保育の質の低下を招くおそれ。

人件費削減により、保育士の安定した雇用も困難になる。

②市場原理を通じた需給調整においては、現状では、保育料引上げが不可避となり、これは、中間所得層を直撃し、政府が進める少子化対策に逆行する。(参考資料1)

③施設側が利用者を選別し、保育の必要性の高い子どもの利用が排除されるおそれ。

○全国的には、「保育サービスが足りない都市部」と、「保育サービスは比較的足りているが、財政状況が厳しい地方の自治体」という構図になっており、国の保育制度を考える場合、こうした全国の状況を踏まえることが必要。

なお、東京都の認証保育所は、認可保育所の存在を前提とした制度であり、これを国の保育制度に当てはめる議論は不適當。(参考資料2)

(参考)東京都における保育の状況(平成19年4月)

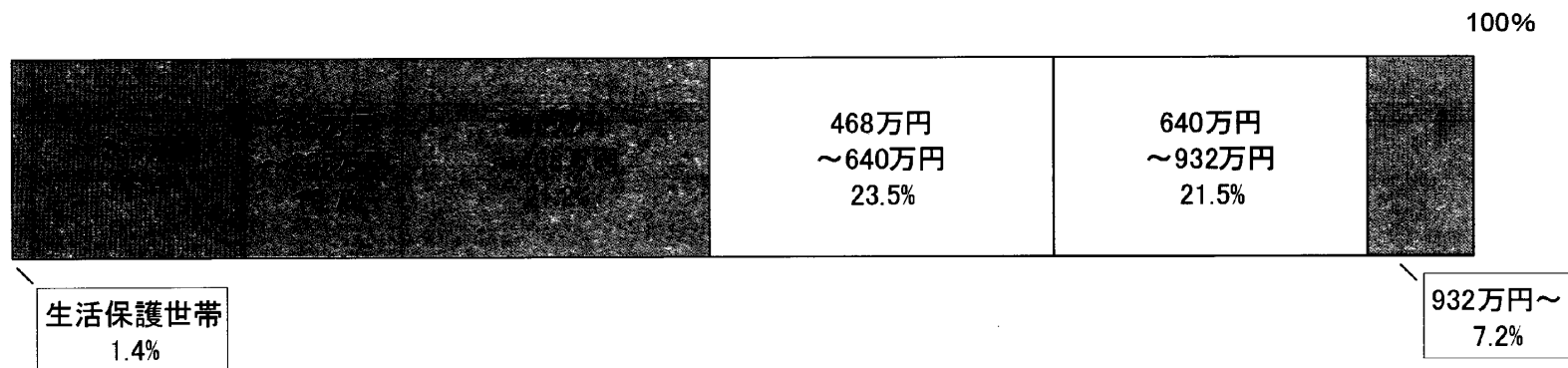
認可保育所利用児童 約16.5万人

認証保育所利用児童 約1.1万人(認可保育所利用児童の約6.8%)

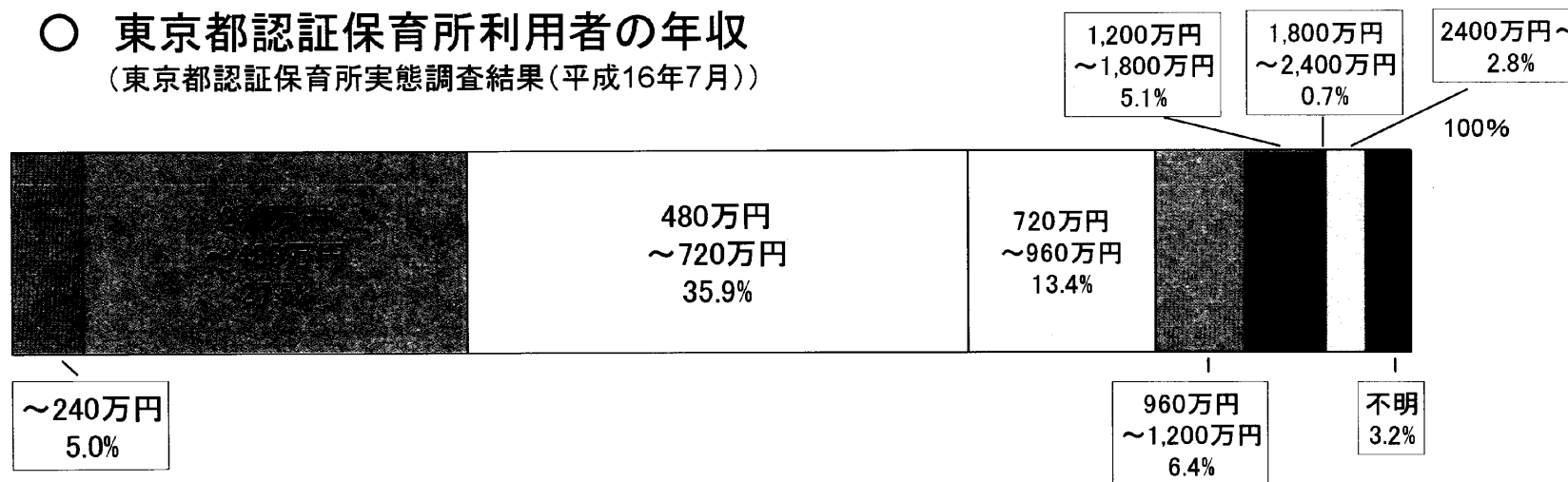
○「保育に欠ける」要件の見直しについても、直接契約・直接補助方式の導入と同様の課題があるため、これらについては、総合的・一体的に検討する必要がある。

認可保育所と認証保育所の利用者の年収比較

○ 認可保育所利用者の推定年収(平成19年度予算ベース)

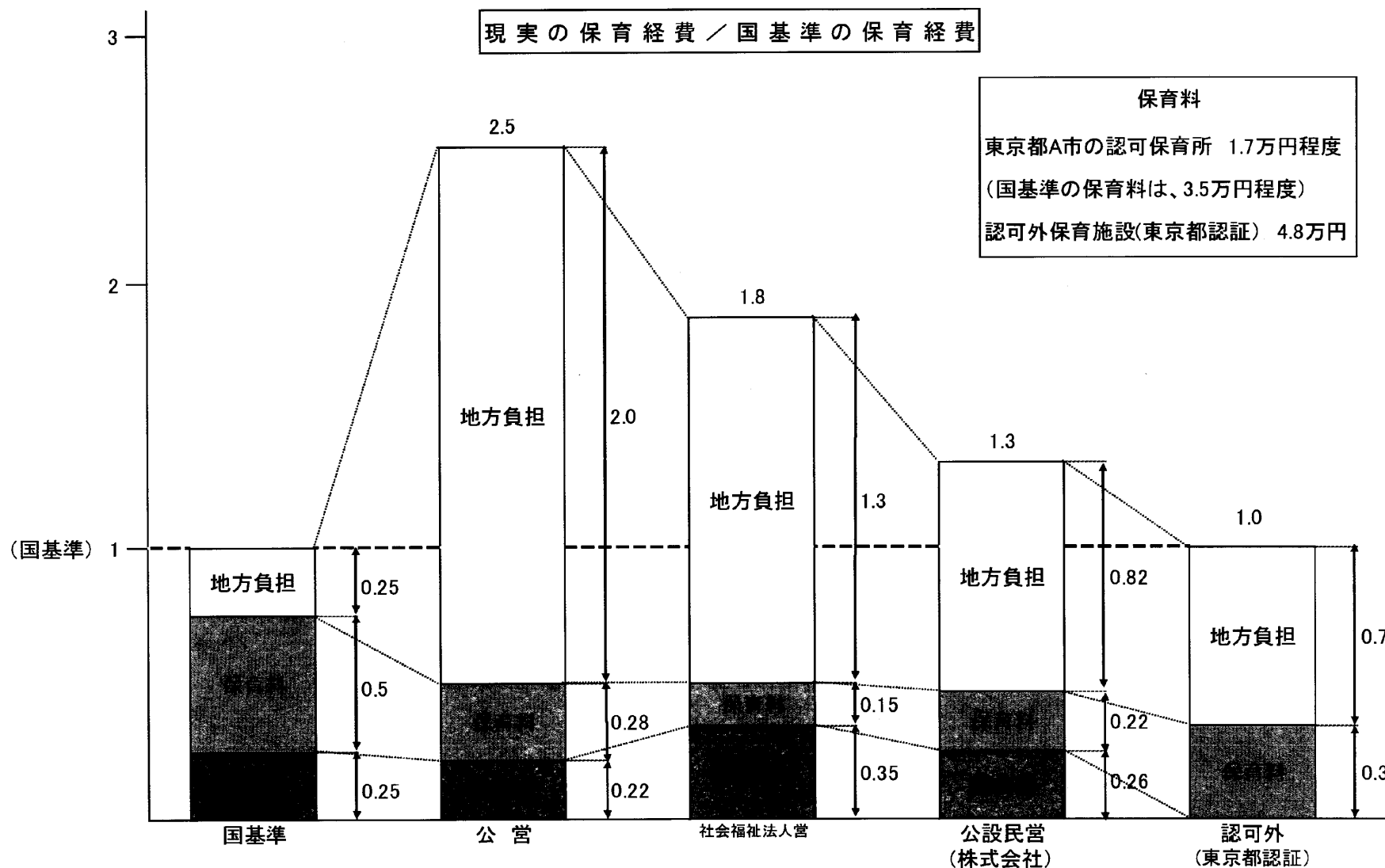


○ 東京都認証保育所利用者の年収 (東京都認証保育所実態調査結果(平成16年7月))



(※) 調査結果の月収を12倍したもの。

東京都A市における保育経費の比較



(注) ①国基準は、国の予算で想定する全国平均の姿である。

②国負担、保育料の数値が運営主体間で異なるのは、実際に訪問した保育所の児童の年齢構成の違い等による。

(出典:平成14年 財務省予算執行調査)